

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ノジマ十日町店
所在地 十日町市高山696番地1
設置者 株式会社ノジマ
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,500㎡
(変更後) 1,758㎡
- 3 変更年月日
平成31年2月7日
- 4 届出年月日
平成30年6月6日
- 5 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成30年6月22日から平成30年10月22日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp